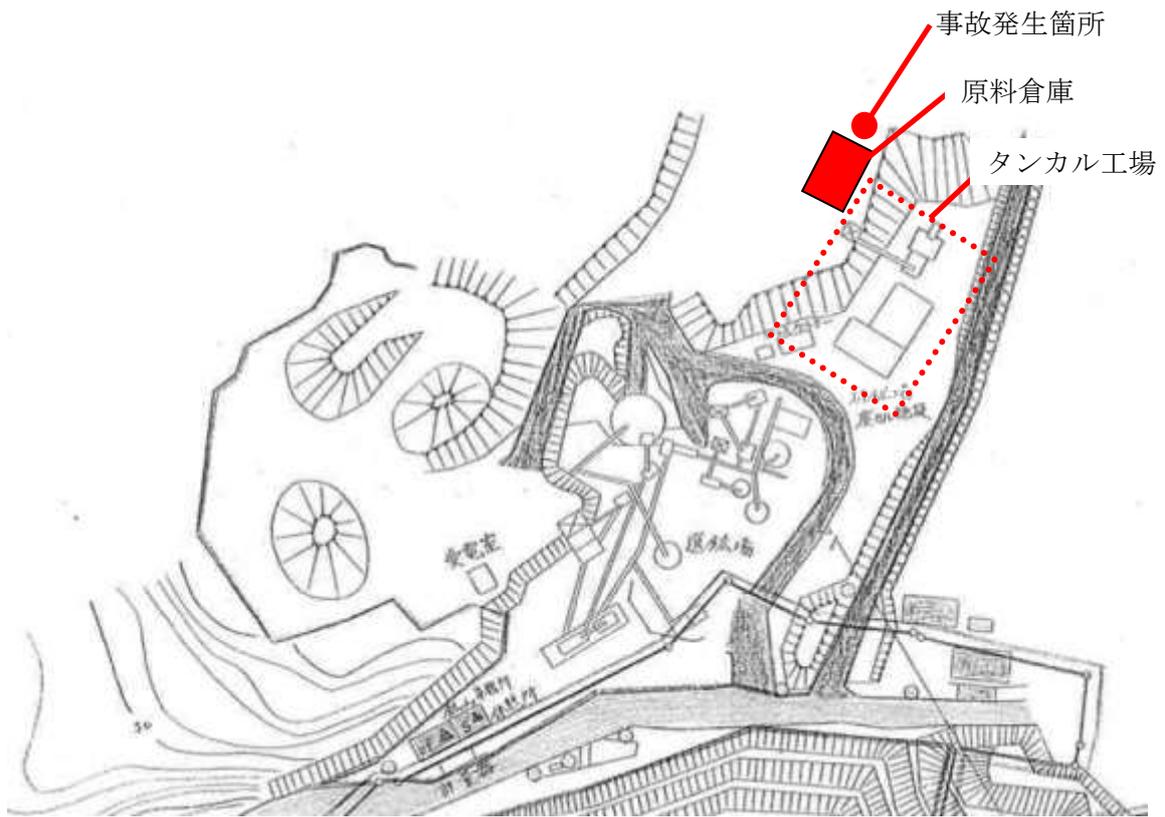


災害等情報（詳報）

鉱種： 石灰石	鉱山の所在地： 沖縄県					
災害等の種類： 坑外・その他	発生日時： 平成30年10月4日(木) 9時10分頃	罹災者数	死	重	軽	計
				1		1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数： 65歳、ダンプトラック運転手、請負、勤続年数：27年9ヶ月、 担当職経験年数：6ヶ月						
罹災程度：左足脛骨折（休業見込み：88日）						
<p>【概要】</p> <p>災害当日は、台風が接近しており鉱山のタンカル工場内は停電していた。作業員A（罹災者）は、停電が復旧した際に、直ちに製品製造を行えるようにするため、あらかじめタンカル工場の原料ホッパーに原料を入れようと、タンカル工場上部に設置している原料倉庫から原料を搬出しようとした。</p> <p>原料倉庫の扉は鉄製であり、観音開きであった。作業員Aが右側扉を手前に引きながら90度近く開けた際、急に突風が吹き、扉が煽られ、扉の勢いを抑えきれないまま、扉と扉固定用ブロックとの間に左足を挟まれ罹災した。</p>						
<p>【原因】</p> <p>○台風接近中の風が強くなっている中で、単独作業を行っていた。</p>						
<p>【対策】</p> <p>○鉱山労働者に対し、災害についての報告をするとともに、注意喚起を行った。</p> <p>○台風の強風域に入った際には、作業を中止することを鉱山労働者に対して周知徹底した。</p> <p>○鉱山内での単独作業を行わないよう鉱山労働者に周知した。</p>						
<p>【参考情報等】</p> <p>○強風時等には、早めに作業を中止しましょう。</p> <p>○鉱山保安法令及び労働安全衛生法令における参考規定は以下のとおりです。 ・共通の技術基準（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第3条）</p>						
<p>【お問い合わせ先】</p> <p>那覇産業保安監督事務所 保安監督課 長嶺、新垣 電話番号 098-866-6474</p>						



罹災時の様子を推定し再現



罹災者発見時の様子を再現